

知っ得！ 情報



選挙の日程が決まりました

瀬戸内市議会議員選挙、瀬戸内市長選挙など

瀬戸内市議会議員選挙、瀬戸内市長選挙、邑久町土地改良区総代選挙の日程が、瀬戸内市選挙管理委員会において、次のとおり決まりました。

- ▽瀬戸内市議会議員選挙、瀬戸内市長選挙（同時選挙）
- ▽任期満了の日
- ・瀬戸内市議会議員 5月31日
- ・瀬戸内市長 7月18日



【邑久町土地改良区総代選挙】

- ▽立候補届出日 5月26日（日）
- ▽任期満了の日 3月23日
- ▽告示日 3月11日（月）
- ▽立候補届出日 3月11日（月）、12日（火）
- ▽選挙期日（投票票日） 3月18日（月）
- ▽立候補予定者説明会開催日 4月19日（金）

■問い合わせ先
瀬戸内市選挙管理委員会事務局
☎0869-22-0792
邑久町土地改良区事務局
☎0869-22-0649

ご利用ください
市税の口座振替

市税の納付には、便利で確実な口座振替（自動払込）制度を利用してください。

納期ごとに金融機関などへ出向かなくても、自動的に預貯金から納税できます。忙しい人、留守がちの人には特に便利です。手続きは、税務課、各支所・出張所、市内の金融機関の窓口で随時受け付けています。口座番号を確認できるものと通帳印を持参してください。

4月納期分（4月30日納期限）から、口座振替を希望する人や、今までは別の口座からの引き落としを希望する人は、税務課、各支所・出張所の窓口の場合は、3月15日（金）までに手続きをしてください。

■問い合わせ先
税務課
☎0869-22-1114



3月末までに
廃車手続き

軽自動車税の納期限は5月末日ですが、軽自動車税は、4月1日の所有者（使用者）に課税されます。

現在、使用していない車両を所有している人は、下表により3月末までに廃車の手続きをしてください。

■問い合わせ先
税務課
☎0869-22-1114



車種別廃車手続き場所

車種	手続き場所・問い合わせ先	手続きに必要なもの
軽自動車（乗用・貨物）	軽自動車検査協会岡山事務所 岡山市北区久米177-3 ☎086-245-3600	印鑑、検査証、住民票、ナンバープレート（廃車時）など ※手続き内容により必要なものが異なりますので、事前に問い合わせ先へ確認することをお勧めします。
軽二輪、自動二輪（125ccを超える二輪車）	中国運輸局岡山運輸支局 岡山市中区藤原24-1 ☎050-5540-2072	
原動機付自転車（125cc以下の二輪車）、小型特殊自動車（農耕用・その他）	税務課 牛窓支所 長船支所 裳掛出張所 ☎0869-22-1114 ☎0869-34-3431 ☎0869-26-2001 ☎0869-25-0004	・名義変更（市内同士の場合） 印鑑、譲渡証明書または名義変更届、標識交付証明書 ・廃車 印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書

瀬戸内市民債を発行し、市民の皆さんに販売します

市では、初の試みとして、平成24年度第1回公募公債「瀬戸内市民債」を発行します。この公募公債は、市が行う事業に必要な資金を調達するため、市が債券を発行するものです。「瀬戸内市民債」を購入して、瀬戸内市のまちづくりに参加しませんか。

- ▷名称 瀬戸内市平成24年度第1回公募公債（5年）
- ▷愛称 瀬戸内市民債
- ▷目的 市内唯一のごみ焼却処理施設である「クリーンセンターかもめ」を改造する財源として活用する。
- ▷発行額 2億円
- ▷販売期間 平成25年3月6日（水）～19日（火）
- ※取扱金融機関の窓口で販売します（土、日、祝日を除く、窓口営業時間内）。
- ※販売総額が発行額である2億円に達した時点で販売を終了します（先着順）。
- ▷発行日 平成25年3月29日（金）
- ▷発行条件



クリーンセンターかもめ

- ①償還年限 5年（満期一括償還）
- ②発行価格 額面100円につき100円
- ②償還日 平成30年3月29日（木）
- ③利率および利回り 平成25年3月4日（月）に決定し、取扱金融機関窓口および市ホームページで公表します。
- ④利払日 年2回（9月、3月の29日）
- ※銀行窓口休業日の場合は、前銀行窓口営業日に支払われます。
- ⑤対象者 瀬戸内市内に在住または勤務している20歳以上の個人および瀬戸内市内に本店または支店などの営業拠点のある法人
- ⑥購入限度額 1人・1法人当たり500万円（購入単位10万円）

- ▷購入時に必要なもの
- ①本人確認書類（運転免許証や健康保険証など）
- ②市内に勤務している人は、市内に勤務していることがわかる書類（社員証など）
- ③印鑑（通帳の届出印）
- ④預金通帳（購入の手続きをする支店のものが必要です。今回購入の手続きをする支店の預金通帳を持っていない場合は、口座開設の手続きが必要です）
- ※マル優・特別マル優制度を利用する人は、障害者年金手帳などの確認書類が別途必要です。

- ▷取扱金融機関
商号等 株式会社中国銀行
登録金融機関 中国財務局長（登金）第2号
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
- ※購入手続きは、中国銀行邑久支店、長船支店、牛窓支店で行ってください。

- ▷注意事項
- ①商品性 この債券は、満期前でも売却して換金することができます（利払い時期や償還日直前の一定期間は、換金できない場合があります）。ただし、この債券の価格は日々変動していますので、金利の上昇などによる債券価格の下落や、発行者である瀬戸内市の信用状況の悪化、その他外部評価の変化などにより**投資元本を割り込む場合があります**。
- ②利子への課税 受け取る利子は、利子所得として20.315%（所得税・復興特別所得税15.315%および地方税5%）が課税され、源泉徴収されます。ただし、障害者の人や寡婦の人（身体障害者手帳等の交付を受けている人、遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている人（妻）および児童扶養手当を受けている人（児童の母））は、障害者等の少額貯蓄非課税制度（マル優350万円および特別マル優350万円）の適用を受けることができます。詳細については、取扱金融機関や税務署にお問い合わせください。
- ③その他
 - ・この債券は預金商品ではありませんので、預金保険の支払い対象ではありません。
 - ・この債券は、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づいて発行するものであるため、券面は発行されません。残高や売買決済などは、購入した金融機関で管理されます。債券を購入する際は、購入対価のみをお支払いいただきます。
 - ・債券の購入に際しては、必ず取扱金融機関の契約締結前交付書面により、内容を確認の上、ご自身でご判断ください。
 - ・債券の購入の際には、運転免許証などで本人確認を行いますので、本人でない名義での購入はできません。また、購入手続きも代理人などではできませんので、ご注意ください。
 - ・この債券は、クーリングオフの対象にはなりませんので、約定が成立した場合は、取り消すことができません。

■問い合わせ先
経営企画課 ☎0869-22-3905 HP <http://www.city.setouchi.lg.jp/>
中国銀行金融営業部 ☎086-234-6507

国民健康保険加入・脱退の際は届出を窓口で手続きをしましょう

わが国では、すべての人が何らかの医療保険に加入しなければなりません。

職場の健康保険などに加入

していない人は、市区町村の運営する国民健康保険に加入することになっていきます。

▽届出が必要です

国民健康保険に加入・脱退する理由が生じてから14日以内に自身や世帯主または代理人による届出が必要です(左上表参照)。自動的に切り替わることはありませんので、ご注意ください。

※満75歳になる人は、誕生日から後期高齢者医療制度に加入することになるため手続きは不要です。

※代理人による届出は、委任状(様式任意)が必要です。

▽加入の届出が遅れると

以前加入していた健康保険を脱退した時点までさかのぼって国民健康保険に加入し、保険税を納めなければなりません。

▽脱退の届出が遅れると

保険税が他の健康保険料と重複して請求されます。

また、他の健康保険に加入しているのに国民健康保険証を使って医療機関を受診した際の医療費を、全額返さなければなりません。

■問い合わせ先

市民課
☎0869・22・1790

ねんきんのおはなし
国民年金後納保険料納付書の使用期限にご注意ください

過去10年間に納め忘れた国民年金保険料については、平成24年10月から3年間に限り後納制度を利用して納めることができるようになりました。



後納保険料の納付期限は保険料の対象月から10年目の月の末日です。

納付期限を経過すると納められません。例えば、平成15年4月分の納付期限は平成25年4月30日です。

また、後納保険料は年度(4月1日から翌年の3月31日まで)を単位に加算額が定められています。

したがって、平成24年10月から後納制度の申し込みをした人に送付している納付書は、使用期限が平成25年3月31日となっています(平成14年10月から平成15年

2月分までの後納保険料を除く)。

そのため、平成15年4月以降の後納保険料を平成25年4月1日以降に納める場合は、使用期限が平成26年3月末までの納付書が必要です。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先
国民年金保険料専用ダイヤル
☎0570・011・050
※050または070から始まる電話の場合
☎03・6731・2015
岡山東年金事務所
☎086・270・7928

	こんなとき	手続きに必要なもの
加入するとき	職場の健康保険を脱退したとき	印鑑・職場の健康保険を脱退した証明書
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	印鑑・健康保険の扶養が喪失した証明書
	他の市区町村から転入したとき	印鑑・他の市区町村の転出証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑・母子健康手帳・保険証
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書
脱退するとき	外国籍の人が加入するとき	在留カード
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑・国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは加入を証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑・保険証
	他の市区町村に転出するとき	印鑑・保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	印鑑・保険証・死亡を証明するもの
その他	生活保護を受けるようになったとき	印鑑・保険証・保護開始決定通知書
	外国籍の人が脱退するとき	保険証・在留カード
	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑・保険証・年金証書
	市内で住所が変わったとき	印鑑・保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	印鑑・保険証
その他	世帯を分けたり、一緒にしたとき	印鑑・保険証
	就学のため、別に住所を定めるとき	印鑑・保険証・在学証明書
	保険証をなくしたとき	印鑑・本人であることを証明するもの
	交通事故で治療を受けたとき	印鑑・保険証・事故証明書(写)

4月から変わります

育成医療の窓口

身体上の障害を有する満18歳未満の児童に対し、障害の治療に要した医療費を世帯の所得に応じて公費負担する「育成医療」の実施権限が4月から、県から市町村に移ります。

これに伴い、申請手続きの窓口が備前保健所から福祉課に変わりますので、ご注意ください。

■問い合わせ先

福祉課

☎0869・26・5943



受講しませんか

要約筆記奉仕員養成講座

市では、次のとおり手書き

要約筆記奉仕員の養成講座を開講します。

難聴や中途失聴者の人は手話を覚える機会が少なく、補聴器を使用しても聞こえ具合に限界があります。

そのような人のために、聞こえてくる音声情報や話の内容を文字で伝え、コミュニケーションを支える手段が要約筆記です。興味のある人は、ぜひ受講してください。

なお講座の運営は、せとうち要約筆記クラブが行います。

■問い合わせ・申込先

ます。

▽日時 4月17日(水)から

毎週水曜日(全17回)

午前9時30分～午後0時30分

▽場所 牛窓町公民館

▽対象者 市内に在住・在勤の人

▽募集定員 15人(先着順)

▽参加費 3,300円(テキスト代・初回に一括納付)

▽申込方法 住所・氏名・電話番号を明記し、FAXで申し込んでください。

せとうち要約筆記クラブ
☎0869・34・2769
福祉課
☎0869・26・5943
FAX 0869・26・8002



藤原一成さんが教育長に就任

教育長に藤原一成さんが決まりました。任期は、平成25年1月21日から平成28年12月24日までです。

藤原教育長は、今後の抱負などを次のように語りました。

このたび教育長に就任いたしました藤原一成です。

瀬戸内市の教育・文化・スポーツ行政に関わることができるとともに、責任の重さもまたひしひしと感じております。

瀬戸内市に住んでまだ半月足らずですが、自然のすばらしさ、人のやさしさを実感しております。

教育委員会の課題はいろいろありますが、このようなすばらしいまちを、すばらしい人づくりが必ずできると信じて重責を果たしたいと考えております。

まちづくりの原点は言うまでもなく人づくりです。

人づくりは教育の力をもってしか実現できません。

どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

略歴 昭和61年早稲田大学教育学部卒。秋田県公立学校教諭、愛知県東海市教育委員会副教育長、文部科学省スポーツ・青少年局青少年教育官などを務めてきた。52歳。